日置市における重大事態発生時の対応について

日置市教育委員会

重大事態とは

○　**生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合**
（法第２８条第１項　第１号に係る事態）
・　児童生徒が自殺を企図した場合　　・　身体に重大な障害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合　　・　精神性の疾患を発症した場合

○　**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合**
（法第２８条第１項　第２号に係る事態）
不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席するような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

〈その他〉　〈学校〉　〈市教委〉　〈市長部局等〉

【いじめの未然防止，早期発見・対応に関する日常的な取組】

各関係機関

学校いじめ対策委員会
・いじめ防止対策推進
・いじめの実態把握
・いじめの相談窓口

市いじめ防止対策連絡協議会
・情報交換，連携強化
・いじめ防止対策立案

市いじめ問題専門・調査委員会
・専門的知見からの提言

市長部局

重大事態発生

状況判断，通報

消防署へ
救急車の要請
警察へ
犯罪等の通報

状況判断，通報 → 県教委，市　長

被害保護者へ
・事態の説明
・対応説明

緊急職員会議
教職員の共通理解と対応確認

総合教育会議
状況と対応方針確認
市　長
状況判断

緊急保護者会
・事態の説明
・対応説明

【公平性・中立性の確保，プライバシーに配慮した調査】

学校いじめ対策委員会	市いじめ問題専門・調査委員会
・現場での直接的調査 ・調査結果の整理・報告	・第三者による調査，検証

被害保護者へ
・調査結果の報告
・今後の対応説明

いじめ問題総合調査委員会
・調査結果の検証

【問題解決に向けた取組】
・被害児童生徒，家庭への支援
・加害児童生徒，家庭への支援
・全校児童生徒への指導・支援
・ＰＴＡ役員との連携
・ＰＴＡ総会の開催　等

【調査結果の報告，公表】
県教委，マスコミ等への報告，情報提供
記者発表

学校関係者評価委員会等

関係機関との連携の強化

指導体制の見直し
いじめ対策の改善

学校管理体制の見直し
いじめ対策の改善

教育体制・施策の見直し